

## [電子申請の手続きについて]

### 電子申請可能な申請等

- 認定申請（5条1項～3項）
- 変更認定申請
- 変更認定申請(譲受人の決定、区分所有住宅の管理者等決定)
- 地位承継の承認申請
- 認定の取りやめの申出
- 完了報告
- 軽微な変更の届出

### 共通事項

#### [受付について]

- ・ 申請は24時間可能ですが、受付日は原則申請した日の翌営業日となります。受付完了のメールが送信されます。
- ・ 提出書類に不備が多い場合は申請等却下とさせていただきます場合がございますのでご注意ください。

#### [代理申請の場合]

- ・ 委任状（押印又は申請者本人の署名がされた原本を正本に添付）を添付してください。

#### [提出書類のアップロードについて]

- ・ 各種申請の[提出書類]の上から順に **1つのPDFファイルにしてアップロード**してください。

#### [交付物について]

- ・ 交付物の準備ができた段階で、審査完了のメールでお知らせいたします。
- ・ 交付は、窓口で手数料をお支払いいただいた後となります。
- ・ 支払方法は、現金のみです。
- ・ 手数料が発生しない手続きについては、交付物はありませんので、審査完了のお知らせメールをもって、手続き完了とさせていただきます。
- ・ 申請いただいた書類一式はシステムよりダウンロード可能ですが、こちらの受付印の押印はありませんので、受付印を押印した控えが必要な場合は、電子申請ではなく窓口で手続きをお願いいたします。

## 各種申請等について

### ■認定申請（5条1項～3項）

#### [要件]

- ・確認書等※の添付があるもの
- ・法6条第2項の申出がないもの

(※)住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条の2第5項の確認書、若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいいます。

#### [提出書類]

- ・申請書
- ・(委任状)
- ・確認書等
- ・確認済証
- ・居住環境基準に関する書類（該当があれば）
- ・維持保全計画
- ・その他基準への適合チェックシート → 高岡市役所 HP よりダウンロード可能です
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・床面積求積図
- ・各階平面図
- ・二面以上の立面図
- ・断面図又は矩計図

#### [注意]

- ・電子申請された日より着工が可能です。
- ・電子申請された日が、工事着手予定日を超えている場合は、申請却下とさせていただきますのでご注意ください。

### ■変更認定申請（計画変更）

#### [提出書類]

- ・申請書
- ・(委任状)
- ・変更に係る部分の図書

### ■変更認定申請(譲受人の決定、区分所有住宅の管理者等選任)

#### [提出書類]

- ・申請書
- ・(委任状)
- ・申請内容を証明する書類（登記事項証明書又は売買契約書の写し等）

### ■地位承継の承認申請

#### [提出書類]

- ・申請書
- ・(委任状)
- ・申請内容を証明する書類（登記事項証明書又は売買契約書の写し等）

## ■認定の取りやめの申出

### [提出書類]

- ・取りやめの申出書
- ・（委任状）
- ・法第7条の規定による認定通知書の原本
- ・認定計画実施者であることを示す書類（認定計画実施者が個人の場合は、運転免許証等の本人確認書類。認定計画実施者が法人の場合は、担当者の社員証等。）の写し

## ■完了報告

### [提出書類]

- ・完了報告書
- ・検査済証の写し（完了検査が不要の住宅にあっては、工事監理報告書の写し又は工事完了写真）を添付

## ■軽微な変更の届出

### [提出書類]

- ・軽微な変更の届出書
- ・（委任状）
- ・確認書等を添えて法第5条の規定による認定の申請（法第8条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。）をして認定を受けた認定長期優良住宅の、軽微な変更（住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの基準に係るものに限る。）に係る届出にあっては、登録住宅性能評価機関が交付する軽微変更該当証明書  
※変更内容により証明書が不要場合がありますので、事前にご相談ください。